

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年8月31日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 監査の概要

| 監査対象機関 | 監査年月日 |
|---------|------------|
| 水道局 | 平成24年7月26日 |
| 県営水道事務所 | 平成24年7月25日 |

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 手当の支給について

超過勤務等命令簿について、命令時間又は退庁時間が記載されていないものがあった。

また、修正液を使用して訂正していたものがあった。（県営水道事務所）

イ 工事請負契約について

工事請負契約書について、契約保証金額欄に金額等を記載すべきところ、空欄になっているものがあった。（県営水道事務所）

ウ 物品の管理について

(ア) ETCカードを使用したにもかかわらず所属長の使用承認を速やかに得ていないものがあるなど、使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。（県営水道事務所）

(イ) 薬品ごとの受払簿は作成されていたが、在庫チェック時に保管量と受払簿が違う場合の追跡調査等を行わないなど、管理が十分にできていなかった。

また、修正液による訂正も多々あった。（県営水道事務所）

(3) 検討指示事項

該当事項なし